

病児保育における児童虐待の 早期発見と対応

三重県中央児童相談所

山本 智佳央

本日のねらい

- 児童虐待の基本を理解する
- 病児保育の現場で気づきやすい虐待のサインを知る
- 対応の流れと相談先を学ぶ

児童虐待とは

児童の心身を傷つける行為・環境

→ 保護者など養育者によるものが多い

■参考

区分	対応法令
保護者による虐待	児童虐待防止法、児童福祉法
保護者でない者の虐待相当行為	刑法(傷害、暴行、強制性交等、強要など)、児童福祉法、他特別法

児童虐待の4類型

1. 身体的虐待
2. 性的虐待
3. ネグレクト（養育放棄）
4. 心理的虐待

身体的虐待とは

叩く、殴る、蹴る、やけどを負
わせるなど

例：不自然なあざ・傷、
隠すような服装

性的虐待とは

性器に触れる・触れさせる、
ポルノを見せる 等

例：年齢不相応な性知識、
特定の大人を恐れる

ネグレクトとは

食事・医療・保育を与えない、
放置する

例：不衛生、慢性的な体調不良、
発達の遅れ

心理的虐待とは

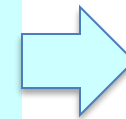
暴言、無視、きょうだい差別、
面前DVなど

例：萎縮、自己否定的発言、
情緒不安定

注意

例で示したような特徴があるからといって、その子どもが必ず虐待されているわけではありません。

(例) 慢性的な体調不良
発達の遅れ
情緒不安定 等々




虐待以外の
原因でも
発生します

病児保育で気づきやすいサイン

- 不自然なケガ、繰り返す体調不良
- 子どもの怯えや不安定さ
- 保護者の説明や態度に違和感

チェックリスト

 身体的異常

 子どもの様子

 保護者の対応

 頻繁な体調不良

気づきの事例

発熱で頻繁に来る子どもに
毎回新しいあざが...



保護者は「よく転ぶ子で...」と
曖昧に説明

対応フロー

① 気づく



② 記録する



③ 上司に相談



④ 必要に応じて通告

(児相・市町村・警察)

通告と相談の違い

- ・ 通告：疑いがあるだけでよい
(義務)
- ・ 相談：判断に迷う場合に活用
(任意)

※ただし、「相談」を受けた機関(児相・市町村)は、
ほぼ「通告」として扱うことは知っておいてほしい
→単に聞き置くことはせず、対応方針を協議、
調査開始・実際に虐待対応に移ることも
(「相談だけのつもりだったのに…」という場合も)

通告先と連絡方法



市町村のこども家庭センター
(・児童福祉担当課)



児童相談所(189・24時間)



警察(生活安全課・110)

※緊急時

要保護児童対策地域協議会（要対協）

子どもを守るための地域の連携
ネットワーク

→市町村、児相、保育、教育、
医療が参加

※病児保育実施施設

→ 要対協に参加している場合もあるし、
参加していない場合もある
（守秘義務に差→情報共有の差に）

要対協における保育施設の役割

- ・ 日常の関わりでの気づき
- ・ 子どもの様子の共有
- ・ 関係機関との情報交換

※病児保育も一般の保育所も同じ

病児保育スタッフとしての立場

- ・ 専門職としての観察力

- ・ 過剰な介入は不要

※他機関に知られないよう、自施設・スタッフだけで解決しようと苦勞する必要はない、の意で考えてほしい(山本追記)

- ・ 報告・記録が大切

記録のポイント

- ・ 事実を正確に（主観を避ける）
- ・ 日付・状況・発言を記録
- ・ 様式の例を活用する※配付資料参照

まとめ

- ・ 虐待のサインは身近にある
- ・ まず“気づく”ことが第一歩
- ・ あなたの観察が子どもを守る

少しだけ、私(山本)からも追加

■ChatGPT(生成AI)が例示した「病児保育を利用する子ども・保護者に**特有な**児童虐待の特徴・背景」 ※10個例示するように条件設定

	特徴・背景の内容	備考・具体例
1	慢性的な体調不良やけがが多いが、説明が不自然	「また風邪」「また転倒」などが頻繁で、説明が曖昧または過剰
2	保護者のストレスや孤立感が強い	育児負担が高く、周囲に頼れる人がいない
3	病児保育への依存傾向が強い	症状が軽いにもかかわらず頻繁に利用される
4	保護者が感情的・支配的で、子どもが萎縮している	登園・退園時に大声で叱る、子どもが怯えるなど
5	適切な医療やケアがされていない	受診が遅れる、薬が与えられていない、衛生状態が悪い
6	子どもの健康管理に無関心	病歴や症状に関心が薄く、「わからない」と答えることが多い
7	衣類や持ち物が体調や季節に合っていない	発熱時に薄着、嘔吐時に着替えなし、等
8	兄弟姉妹間の扱いに差がある	特定の子どもだけが否定的に扱われる
9	保護者が感情的に不安定	スタッフに攻撃的、または過剰な感謝など
10	子どもが病気やけがを隠そうとする	「言ったら怒られる」など、保護者への恐怖心がある

少しだけ、私(山本)からも追加

■ChatGPT(生成AI)が例示した「病児保育を利用する子ども・保護者に**特有な**児童虐待の特徴・背景」 ※10個例示するように条件設定

	特徴・背景の内容	備考・具体例
1	慢性	曖昧
2	保	
3	病	
4	保	など
5	適	犬態が
6	子	えるこ
7	衣	
8	兄	
9	保	ベタソフに攻撃的、または過剰な感謝など
10	子どもが病気やけがを隠そうとする	「言ったら怒られる」など、保護者への恐怖心がある

皆さんもお気づきと思いますが、
こうした特徴は
「病児保育の利用家庭」にのみ
見られるものではありません
(おそらく、普段から見られる特徴)

少しだけ、私(山本)からも追加

■ ChatGPT(生成AI)が例示した「病児保育を利用する家庭の社会的背景・特徴」

※5つ例示するように条件設定

1	共働きやひとり親世帯が多い	子どもの看病のために仕事を休むことが難しく、病児保育が「働き続けるための命綱」となっている。
2	頼れる親族や地域の支援が少ない	近くに祖父母がいない、転勤族、地域との関わりが希薄など、家庭外の育児サポートが得にくい。
3	経済的に不安定な状況にある	パート・非正規雇用など収入が不安定で、保護者が休むと収入に直結するため、無理に登園させるケースも。
4	子どもの体調管理や受診に 苦手意識がある	保護者自身が子育てに不安を感じており、病気時の対応に慣れていない、または誤解していることがある。
5	精神的・身体的に疲弊している保護者が多い	慢性的な睡眠不足やストレス、うつ状態などにより、育児に十分なエネルギーが向けられないことも。

強いて強調するとすれば、

- ・子育ての支援者が家庭の内/外を問わず少ない
- ・仕事が休みにくい、もしくは仕事に行っている方が良い事情が何かある

といった点か？

少しだけ、私(山本)からも追加

病児保育で発見される児童虐待

- 仕事しながら子育てする上での様々な“ひずみ”や“困難さ”の表われ、とも言えるのでは？
- そうだとしたら児童虐待の通告はその家庭を支援制度やサービスに繋ぐ、重要なきっかけになる

※私(山本)自身、通告制度は“良くない親を告発する”のではなく、“自分からは繋がれない親を支援・サービスに繋ぐ仕組み”と考えている

少しだけ、私(山本)からも追加

- ・『病児保育が通告したとバレるのでは？』
『ウチが通告したと分かると、困っている親の利用できる先が無くなってしまいうのでは？』 …… よく聞く懸念

→ 通告元を秘匿するのが対応の原則。
病児保育の場面でしか把握され得ないような情報であれば慎重に取り扱うが、(先のスライドでも述べたとおり)他の場面・機関でも同様のことを把握している可能性もある。

少しだけ、私(山本)からも追加

■ChatGPTより「病児保育を利用する家庭の社会的背景・特徴」

- 病児保育の利用家庭は「虐待のリスクが高い家庭」だけではなく、「支援が必要な家庭」が多い点に留意。
- 保護者は「無責任」「放任」ではなく、社会的背景により選択肢が限られているケースがほとんど。
- 支援と見守りの視点を持ちつつ、虐待のサインにも気づけるよう意識する。

※通告＝「親・子どもを支援に繋ぐ仕組み」として捉えるなら、要対協のネットワークに乗せて、重層的な支援策を考える契機にもなる